西脇市インターネット公有財産売却ガイドライン

西脇市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という。）を御利用いただくには、次の「誓約書」及び「西脇市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続などに関して、本ガイドラインとＫＳＩ官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、西脇市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、西脇市インターネット公有財産売却ガイドライン及び西脇市における入札、契約などに係る諸規定を遵守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに西脇市の指示に従い、西脇市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、西脇市に対し一切異議、苦情などは申しません。

１　私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第２項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

２　私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

⑴　正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。

⑵　入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。

⑶　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。

⑷　契約の履行をしないこと。

⑸　契約に違反し、契約の相手方として不適当と西脇市に認められること。

⑹　入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。

⑺　社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。

⑻　天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

３　私は、西脇市の公有財産売却に係る「西脇市インターネット公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「物件調書（インターネット公有財産売却システム上の公有財産売却物件詳細画面）」及び「売買契約書」の各条項を熟覧するとともに、西脇市の現地説明などを傾聴し、これらについて全て承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について西脇市に対し一切異議、苦情などは申しません。

第１　公有財産売却の参加条件など

１　公有財産売却の参加条件

次のいずれかに該当する者は、公有財産売却に参加することができません。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４第１項又は第２項各号に該当すると認められる者

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

⑴　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

⑴　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

⑵　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

⑶　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

⑷　地方自治法第 234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

⑸　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

⑹　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

⑺　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

⑵　本ガイドライン及びＫＳＩ官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

⑶　公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

⑷　西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西

脇市条例第26号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者
⑸　日本語による意思疎通に支障があると認められる者
⑹　日本国内に住所がない者
⑺　公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方（契約締結のために必要な同意を得ている場合を除く。）
⑻　当該公有財産の売却に関する事務に従事する西脇市の職員

２　公有財産売却の参加に当たっての注意事項
⑴　公有財産売却は、地方自治法（昭和22年法律第67号）などの規定に基づいて西脇市が執行する一般競争入札（以下「入札」という。）の手続の一部です。
⑵　納付期限までに売払代金の残金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167条の４第２項第５号に該当するとみなされ、一定期間西脇市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
⑶　公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
⑷　公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の物件詳細画面や西脇市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿の閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、入札の前に西脇市が実施する現地説明会において、購入希望の公有財産を確認してください。
⑸　売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続を行ってください。
⑹　公有財産売却においては、特定の公有財産（売却区分）の売却が中止になること、又は公有財産売却の全体が中止になることがあります。
⑺　現地説明会の詳細については、それぞれの売却システムの物件詳細画面に記載していますので御確認ください。

３　公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項
⑴　落札後、契約を締結した時点で、落札者に売却する公有財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など西脇市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
⑵　落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
⑶　売却する公有財産が動産の場合、西脇市はその引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。
⑷　売却する公有財産が自動車である場合、落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する関係機関において、移転登録（名義変更）その他必要な手続を行う必要があります。詳しくは、本ガイドラ

イン第４の２「権利移転の手続について」を御確認ください。

４　個人情報の取扱いについて

⑴　公有財産売却に参加される方は、次に掲げる事項に同意するものとします。

ア　公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録をされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称及び代表者氏名）及び電話番号を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ　入札者の公有財産売却の参加者情報及びＫＳＩ官公庁オークションのログインＩＤ（以下「ログインＩＤ」という。）に登録されているメールアドレスを西脇市に開示され、かつ、西脇市がこれらの情報を西脇市文書管理規程（平成17年西脇市訓令第５号）に基づき、５年間保管すること。

西脇市は公有財産売却の参加者に対し、ログインＩＤに登録されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ　落札者となった公有財産売却の参加者のログインＩＤに紐づく会員識別番号が、売却システム上で一定期間公開されること。

エ　西脇市が収集した個人情報を地方自治法施行令第 167条の４第１項に規定する参加条件の確認又は同条第２項に規定する一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用すること。

⑵　公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

５　共同入札について

西脇市の公有財産売却では、共同入札（一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することをいう。）はできません。

第２　公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札に参加するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインＩＤでのみ入札できます。

１　公有財産売却の参加申込みについて

⑴　参加仮申込み

売却システムの物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

売却システム上で、住民登録をされている住所及び氏名（法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称及び代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申込みを行う場合は、法人代表者名でログインＩＤを取得する必要があります。

⑵　参加申込み（本申込み）

公有財産売却の参加仮申込みを行った後、西脇市のホームページより「一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）」

を印刷し、必要事項を記入・押印後、次に掲げる書類のいずれか（以下「必要書類」という。）を添付のうえ、西脇市に送付又は持参してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。なお、複数の物件について申込みをされる場合は、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票などは１通のみ提出してください。

ア　住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）の写し

イ　印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の写し

ウ　運転免許証の写し

エ　パスポートの写し

２　入札保証金の納付について

⑴　入札保証金とは

地方自治法施行令第 167条の７で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、西脇市が売却区分（売却財産の出品区分）ごとに、予定価格（最低落札価格）の 100分の10以上の金額を定めます。

⑵　入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、クレジットカードにより納付してください。

入札保証金には利息を付しません。

原則として、入札開始２開庁日前までに西脇市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札に参加することができません。

入札保証金を納付する場合は、売却システムの物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をＳＢペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金の取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をＳＢペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

ＶＩＳＡ、マスターカード、ＪＣＢ、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）。

法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードを御利用ください。

⑶　入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに西脇市の定める契約を締結しない場合（落札

後、参加資格のない者であることが判明し、失格したときを含む。）は没収し、返還しません。

⑷　入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第 167条の16に規定する契約保証金に全額充当します。

第３　入札形式で行う公有財産売却の手続

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

１　公有財産売却に係る入札

⑴　入札

入札保証金の納付が完了したログインＩＤでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、御注意ください。

⑵　入札をなかったものとする取扱い

西脇市は、地方自治法施行令第 167条の４第１項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

２　落札者の決定

⑴　落札者の決定

西脇市は、入札期間終了後、売却区分（売却財産の出品区分）ごとに、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動で抽選されます。）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインＩＤに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア　落札者の告知

落札者のログインＩＤに紐づく会員識別番号及び落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ　西脇市から落札者への連絡

落札者には、西脇市から入札終了後、あらかじめログインＩＤに登録されているメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

西脇市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、西脇市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合は、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

当該電子メールに表示されている整理番号は、西脇市に連絡する際や西脇市に書類を提出する際などに必要となります。

⑵　落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却する公有財産の所有権は、落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は、原則返還しません。

3　売却の決定

⑴　落札者に対する売却の決定

西脇市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を締結します。

契約の際には西脇市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（発行日から３箇月以内のもの）を添付して直接持参又は郵送してください。

⑵　売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

⑶　落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

⑷　売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方（契約締結のために必要な同意を得ている場合を除く。）など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、売却する公有財産の所有権は、落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4　売払代金の残金の納付

⑴　売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額となります。

⑵　売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに西脇市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合は、契約保証金を没収し、返還しません。

⑶　売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金の納付方法は、西脇市が指定する口座への振込みとなります。

なお、売払代金の残金の納付に係る費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに西脇市が納付を確認することが必要です。

5　落札者以外の者への入札保証金の返還

落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない

場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。
ＳＢペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、クレジットカードの引き落としの時期などの関係上、一旦入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、御了承ください。

第４　公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、西脇市が指定する場所において直接引き渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

１　権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

２　権利移転の手続について

売却する公有財産が自動車である場合、落札者は、落札後速やかに、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所において、移転登録（名義変更）その他必要な手続を行ってください。なお、手続の内容に応じて、当該自動車の持込みが必要となる場合があります。軽自動車については、使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所または支所等において、名義変更その他必要な手続を行ってください。

３　注意事項

⑴　落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など西脇市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

⑵　公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去は、全て落札者本人で行ってください。

４　引渡し及び権利移転に伴う費用について

⑴　契約を締結し、引渡しは売払代金の納付後に、売払代金納付時の現状で行います。

⑵　財産の引渡しは、原則として西脇市が指定する場所で直接引渡しにて行います。直接引渡しの際は、落札者の本人確認のため、次のア及びイを持参してください。

ア　身分証明書

次に掲げる書類のいずれかとします。

㈠　住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）の写し

㈡　印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の写し

㈢　運転免許証の写し

㈣　パスポートの写し

イ　西脇市より落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

⑶　代理人が財産の引渡しを受ける場合は、⑵のア及びイのほかに、

西脇市に書面による委任状を提出することが必要です（法人従業員の方が支払いを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状が必要となります。）。

⑷　送付による引渡しを希望される場合は、「送付依頼書」の提出が必要です。送付に伴う費用は落札者の負担となります。

⑸　一度引渡しされた財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

⑹　財産が自動車の場合、引渡し時に移転登録に必要な書類をお渡しします。譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。移転登録に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車取得税など）は落札者の負担となります。

ア　移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙が必要です。

イ　自動車税などは落札者が自ら申告、納税してください。

第５　注意事項

１　売却システムに不具合などが生じた場合の対応

⑴　公有財産売却の参加申込期間中

売却システムに不具合などが生じたために、次の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア　公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合

イ　公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ　公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しない場合

エ　公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

⑵　入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、次の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア　入札の受付が開始されない場合

イ　入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ　入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

⑶　入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、次の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア　一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ　くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

２　公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することがあります。また、売却する公有財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

⑴　特定の公有財産売却の物件の売却区分（売却財産の出品区分）

の中止時の入札保証金の返還
　特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。
⑵　公有財産売却の中止時の入札保証金の返還
　公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。
3　公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」という。）に損害などが発生した場合
⑴　公有財産売却が中止になったことにより入札者などに損害が発生した場合でも、損害の種類・程度にかかわらず、責任を負いません。
⑵　売却システムの不具合などにより入札者などに損害が発生した場合でも、損害の種類・程度にかかわらず、責任を負いません。
⑶　入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込又は入札に参加できない事態が生じた場合でも、代替手段は提供せず、それに起因して生じた損害についても、責任を負いません。
⑷　公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合でも、その損害の種類・程度にかかわらず、責任を負いません。
⑸　公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が生じたことにより入札者などに損害が発生した場合でも、その損害の種類・程度にかかわらず、責任を負いません。
⑹　公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合でも、その被害の種類・程度にかかわらず、責任を負いません。
⑺　公有財産売却の参加者などが、自身のログインＩＤ及びパスワードなどを紛失し、又はログインＩＤ及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合でも、その被害の種類・程度にかかわらず、責任を負いません。
4　公有財産売却の参加申込期間及び入札期間
　公有財産売却の参加申込期間及び入札期間は、売却システムの物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。
5　リンクの制限など
　西脇市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、西脇市物件一覧のページ以外のページへの直接

のリンクはできません。また、売却システム上において、西脇市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、西脇市に無断で転載・転用することは一切できません。

6　売却システム利用における禁止事項

売却システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

⑴　売却システムを公有財産売却の手続以外の目的で不正に利用すること。

⑵　売却システムに不正にアクセスをすること。

⑶　売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

⑷　売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

⑸　法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。

⑹　その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7　準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8　公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

⑴　公有財産売却の手続において使用する通貨

公有財産売却の手続において使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

⑵　公有財産売却の手続において使用する言語

公有財産売却の手続において使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、ＪＩＳ第１第２水準漢字（ＪＩＳ（産業標準化法（昭和24年法律第 185号）第20条第１項の日本産業規格）Ｘ0208をいう。）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

⑶　公有財産売却の手続において使用する時刻

公有財産売却の手続において使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9　西脇市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

西脇市は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、西脇市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始する公有財産売却から適用します。

10　その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、西脇市が掲載したものでない情報については、西脇市インターネット公有財産売却に関係する情報ではありません。

11　施行時期

本ガイドラインは、令和８年10月１日から施行します。